

2 議案第56号関係

(1)おいらせ町地域の元気再生定住促進条例 新旧対照表 (抜粋) (附則第3項関係)

改 正 案	現 行
<p><u>(適用除外)</u></p> <p><u>第9条 町長は、おいらせ町定住促進条例(平成29年おいらせ町条例第 号)に規定する助成金の交付を受けた場合について、助成金を交付しない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。</p>

(2)おいらせ町洋光台団地定住促進条例 新旧対照表 (抜粋) (附則第4項関係)

改 正 案	現 行
<p><u>(適用除外)</u></p> <p><u>第10条 町長は、おいらせ町定住促進条例(平成29年おいらせ町条例第 号)に規定する助成金の交付を受けた場合について、助成金を交付しない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。</p>